相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳、死亡の場所石川県白山市八幡町地内、死亡年月日推定平成二十年八月、出生の場所不詳、出生年月日不詳、職業不詳

被相続人　亡　氏名不詳、石川県白山市八幡町地内で白骨化状態で発見された遺体、身長推定一六七センチメートル、推定二十歳から四十歳の女性、現金五六〇、六九七円、財布、リュックサックなどを所持

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月六日

石川県金沢市木越二丁目二四九番地、事務所石川県金沢市西念三丁目三番五号石川県勤労者福祉文化会館五階山本勝司法書士事務所　相続財産管理人　山本　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県羽島郡川島町小網町二〇八五番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　廣田　忠夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月六日

岐阜県羽島郡笠松町月美町八五番地

相続財産管理人　野々垣　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市北区辻町五丁目三八番地、最後の住所名古屋市千種区星ヶ丘一丁目二三番地の四アーバンラフレ星ヶ丘一〇―一九〇三号

被相続人　亡　古川　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月六日

事務所名古屋市中区栄三丁目一八番一号ナディアパークビジネスセンタービル一三階

相続財産管理人　弁護士　山﨑　圭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区荻窪五丁目二七番、最後の住所京都市中京区西洞院通丸太町下る田中町一三四番地一　ライオンズマンション京都西洞院四〇五号　被相続人　亡　多田　政枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月六日

京都市中京区河原町二条西入ル河二ビル五階　木内総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木内　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県広島市南区皆実町五丁目九四一番地の一、最後の住所広島県山県郡北広島町阿坂二三〇四番地三　被相続人　亡　濵本　正驥

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月六日

広島市中区光南六丁目二番一―一〇〇二号

相続財産管理人　門脇　満

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍無国籍、最後の住所高松市末広町七番地三四　ハナフサビル三階北

被相続人　亡　劉　煜昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月六日

香川県綾歌郡綾川町滝宮二一九二番地一

相続財産管理人　三好　重徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市星岡一丁目五九六番地一、最後の住所松山市鷹子町六五〇番地一セントラルコート鷹子A―二〇一号

被相続人　亡　岩崎大一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月六日

松山市三番町四丁目三番地九香川ビル三階

相続財産管理人　藤村　淳

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年1月6日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社スター・ファンド・アンバー　②東京都知事(1)85860　③取締役　水永政志　④東京都港区赤坂二丁目17番22号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区大京町12番地　有限会社エンパワー　代表取締役　古谷洋子

①有限会社スター・ファンド　②東京都知事(1)83955　③取締役　水永政志　④東京都港区赤坂二丁目17番22号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区赤坂二丁目17番22号　スター・マイカ株式会社　代表取締役　水永政志

①有限会社エンパワー　②東京都知事(2)78071　③代表取締役　古谷洋子　④東京都新宿区大京町12番地　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区大京町12番地　有限会社エンパワー　代表取締役　古谷洋子

①株式会社ピー・エイチ・エス　②東京都知事(2)78030　③代表取締役　佐藤雅春　④東京都新宿区早稲田町69番地　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区早稲田町69番地　株式会社ピー・エイチ・エス　代表取締役　佐藤雅春

①トヨタホーム愛知株式会社　②愛知県知事(6)14146号　③代表取締役　中根和夫　④愛知県名古屋市東区泉一丁目23番22号　廃止した従たる事務所　愛知県名古屋市西区名西2丁目38番19　⑤500万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市東区泉一丁目23番22号　トヨタホーム愛知株式会社　代表取締役　中根和夫

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年一月六日

一　墳墓等所在地　大阪市北区堂山町一三―三

一　墳墓等の名称　金臺寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　大阪市北区堂山町一三―三　宗教法人金臺寺　代表役員　岡本　正治